

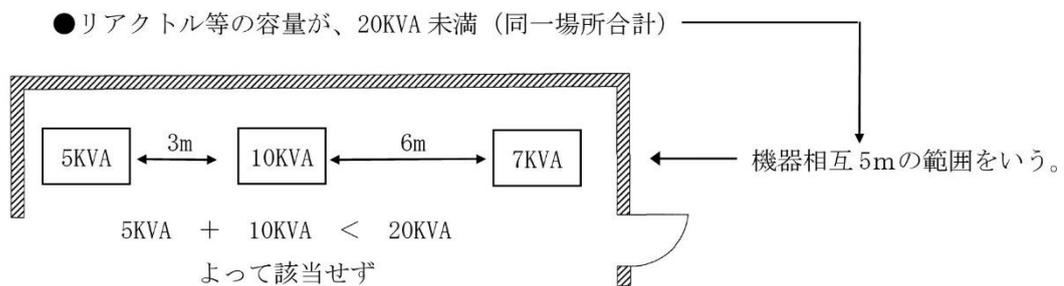
2-12 電気設備が設置されている部分等の取扱い

第1 電気設備が設置されている部分に関する事項

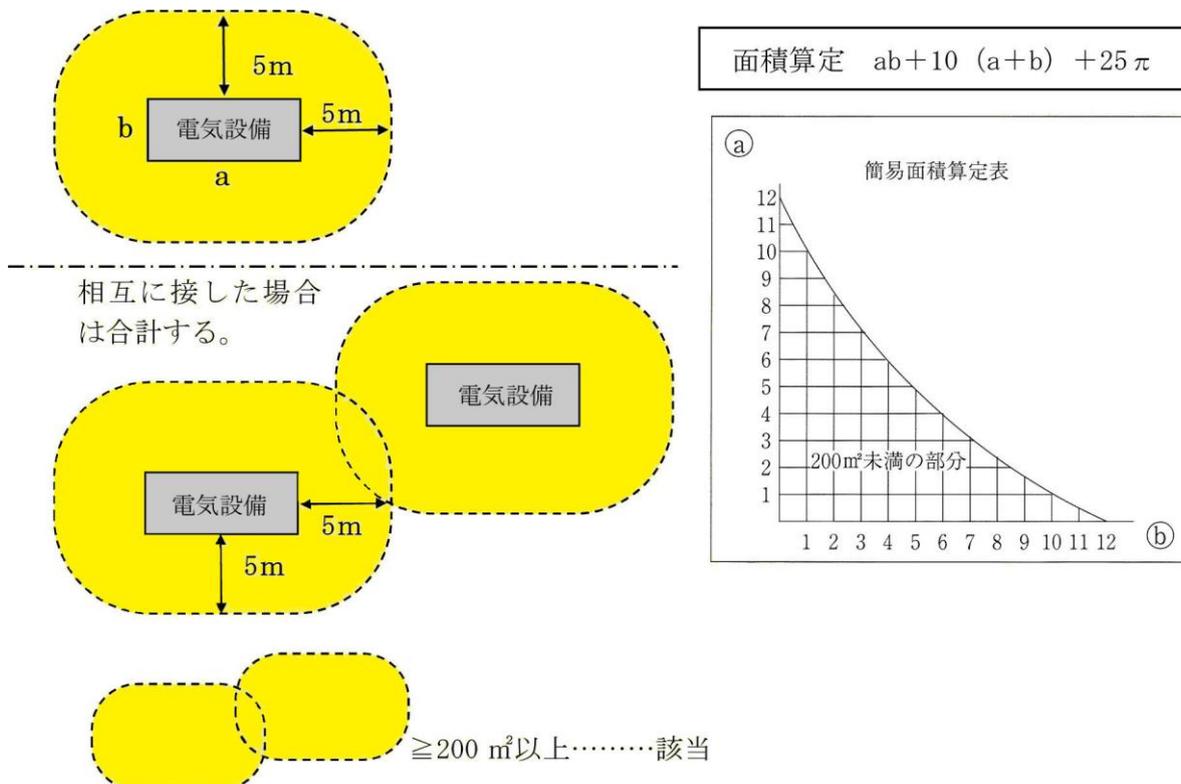
1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200㎡以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入しゃ断器、計器用変成器等（以下「リアクトル等」という。）及び急速充電設備（条例第13条の2に定めるものをいう。）が該当するものであること。

ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

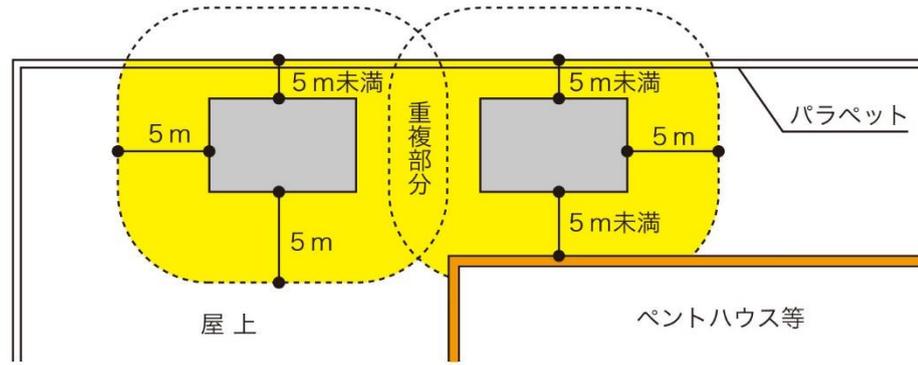
- (1) 配電盤又は分電盤
- (2) リアクトル等のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) リアクトル等のうち容量が20KVA未満（同一の場所に2以上設置されている場合は、それぞれの設備の容量の合計をいう。）のもの
- (4) 急速充電設備の充電ポスト



2 発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離 5 m の線で囲まれた部分の面積（同一の室内に 2 以上の電気設備（水平距離 5 m で囲まれた部分が相互に接する場合に限る。）が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいうものであること。



○防火対象物の屋上に設ける場合



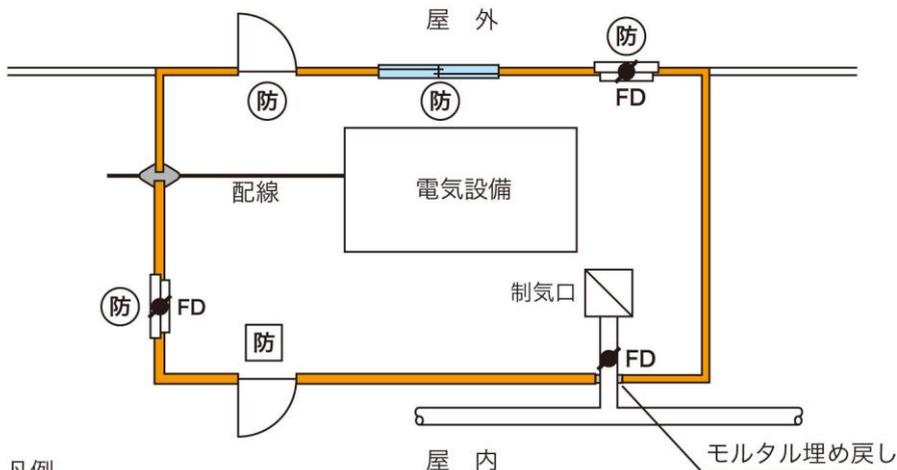
凡例

	不燃材料		電気設備の据付部分
	水平投影による面積		

床面積の判定は、 (据付部分) と (水平投影による部分) の合計 (重複部分は、加算しない。)

ただし、壁、天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び床が下地を含めて不燃材料で造られ（以下この項において「不燃区画」という。）、次の(1)から(5)により開口部を設けた区画に電気設備が設置される場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。

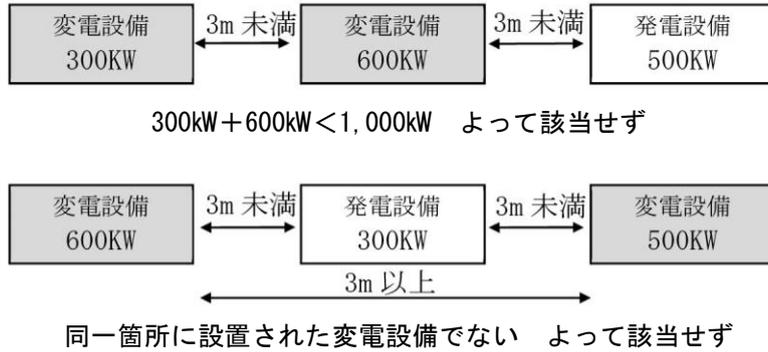
- (1) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、防火戸（建基法第2条9号の2ロに規定する防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）が設けてあること。
- (2) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- (3) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- (4) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合には、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (5) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



凡例

	不燃材料		モルタル埋め戻し		常時閉鎖式防火戸
	防火設備		防火ダンパー		ガラリ

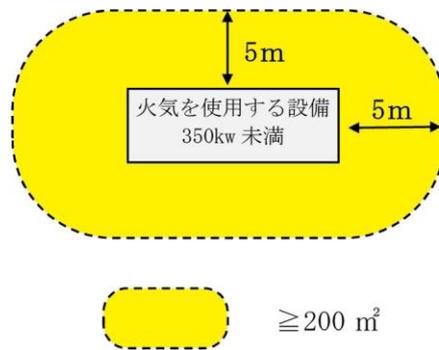
3 条例第48条第1項の規定により、全出力1,000kW以上の発電設備又は全出力1,000kW以上の変電設備が設置されている防火対象物又はその部分には特殊消火設備を設置しなければならないとされているが、発電設備又は変電設備が設置されている部分は当該電気設備が据え付けられた部分とし、水平距離3m未満に設置されている場合はその出力を合算する。



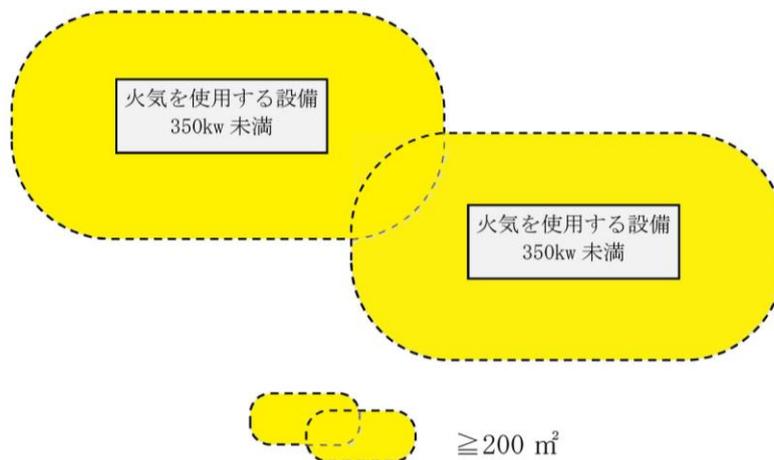
第2 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で床面積200㎡以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の特殊消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分の取扱いは、次に定めるところによること。

- (1) 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等が該当するものであること。
- (2) 鍛造場等のうち、最大消費熱量の合計が毎時350kW以上のもので特殊消火設備を設置しなければならないものに該当するものであること。
この場合の熱量は、2に定める範囲内のものを合計したものであること。



床面積200㎡以上であるが最大消費熱量が350kW未満であるため、特殊消火設備の設置義務無し



床面積200㎡以上かつ最大消費熱量が350kW以上であるため、特殊消火設備の設置義務有り

- (3) 最大消費熱量は、当該火気使用設備の1時間当たりの最大燃料消費量にその燃料の発熱量（次表左欄に掲げる燃料の種別ごとの発熱量は、同表右欄に掲げる数値と推定する。）を乗じて得た値とするものであること。ただし、配管径等から同一の部分に同時に供給できる燃料の量が最大燃料消費量に満たないものである場合は、当該同時に供給できる燃料の量に発熱量を乗じて得た値とするものである。

	最大消費熱量350kW/hの燃料消費量	発熱量
都市ガス (13A)	27.3m ³	12.8kW/m ³
LPガス	12.5kg	14.0kW/kg
重油	28.7ℓ	12.2kW/ℓ
灯油	29.7ℓ	12.0kW/ℓ

- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1、2の例により行うものであること。この場合、「電気設備」を「鍛造場等に設置される火気を使用する設備」と読み替えるものであること。
- 3 鍛造場等のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。

